

いよいよよ協議が本格化 合併後、不均一課税を実施

第四回合併協議会が七月九日、各務原市産業文化センターで開催されました。今回も両市町の助役や担当部課長等で構成する幹事会で事前に十分検討した案を、本協議会に提案する形で協議が行われました。

幹事会からは「特別職の身分の取扱い」など五議案が提案され、協議の結果、三議案が原案どおり承認されました。

「議会議員の定数等について」は、小委員会を設置し、継続協議となりました。

また「地方税の取扱い」については、両市町で差がある個人



市町民税と法人市町民税、都市計画税は合併後、不均一課税とすることが承認され、詳細については継続協議となりました。

川島町の 常勤特別職は失職

協議事項

特別職の身分の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。

〔1〕川島町の常勤の特別職（三役及び教育長）及び執行機関の委員（教育委員会の委員等）については、合併の前日をもって失職する。

〔2〕付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。

なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。
議会議員の定数及び任期の取扱いについて

幹事会から、次のとおり提案

がありました。

「合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の『在任特例』及び『定数特例』を適用するものとする」

協議の結果、当事者である議会議員を除いたメンバーで小委員会を設置し、継続協議をすることになりました。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。

合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された十二人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ任ずる」

一般職の職員の身分の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

「川島町の定数内の職員は、

すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、各務原市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める」

協議の結果、両市町で差がある個人市町民税と法人市町民税、都市計画税は合併後、不均一課税とすることが承認されました。

詳細については幹事会で継続協議することになりました。
詳しくは次のとおりです。

「地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。

各税目の取扱いについては次のとおりとする。

一、個人市町民税の均等割については、各務原市の例による。
ただし均等割については合併特例法第十条第一項の規定を適用し、合併する日が属する



回を重ねるごとに活発な意見が交わされている協議会

年度及びこれに続く三年度は、
現行の基準に基づく不均一課
税を実施する。

※現在、均等割は各務原市が
二千五百円、川島町が二千円
二、法人市民税については、各
務原市の例による。ただし法
人税割については合併特例法
第十条第一項の規定を適用し、
合併が属する年度及びこれに
続く三年度で、段階的に調整
する不均一課税を実施する。
※現在、法人税割は各務原市
が百分の一四・七、川島町が
百分の一・三
三、固定資産税については、各
務原市の例による。

※両市町とも標準税率を用い
ているので、納期以外は同じ。
納期については合併時、各務
原市に合わせる

四、軽自動車税については、各

務原市の例による。

※同じ税率・制度のため、す
り合わせの必要はない

五、市たばこ税については、各
務原市の例による。

※同じ税率・制度のため、す
り合わせの必要はない

六、入湯税については、各務原
市の例による。

※川島町には条例(制度)が
ないため各務原市に合わせる

七、都市計画税については、合
併特例法第十条第一項の規定
を適用し、合併する日が属す
る年度及びこれに続く五年度
は、不均一課税を実施する。

※各務原市は百分の〇・三、
川島町は制度がない。不均一
課税の方式については幹事会
で調整する。

協議後、事務の進捗状況や、
新市建設計画策定のためのアン
ケート調査の実施について、事
務局から説明がありました。

また第五回合併協議会は八月
八日、各務原市産業文化センタ
ー三階特別会議室で開催するこ
とが、第六回は九月五日、川島
町公民館で、第七回は十月七日、
各務原市産業文化センターで開
催することが決まりました。

協

議

編入合併における議会議員の定数特例・在任特例のパターン

- ① 地方自治法による原則
- ② 合併特例法による「定数特例」
- ③ 合併特例法による「定数特例」+「定数特例」
- ④ 合併特例法による「在任特例」
- ⑤ 合併特例法による「在任特例」+「定数特例」

※1各務原市の議員の条例定数は次回の選挙以降26人となる

※2定数特例による川島町の議員定数は次の計算式による

各務原市定数(30人)×(川島町人口[9,774人]÷各務原市人口[131,991人])=2人

